

○知内町燃料・物価高騰対策支援金交付要綱

令和4年6月17日

要綱第22号

令和4年10月31日

要綱第33号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響長期化や、燃料・物価高騰により、事業運営に影響を受ける町内の中小企業者等を対象に、物価高騰等による影響を緩和することを目的に、予算の範囲内において本町が交付する支援金（以下「支援金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付を受けることができる者は次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 町内に事業所等を有する中小法人又は個人事業者で、令和3年中に営業等及び農業収入（以下「事業収入」という。）を有する者。ただし、中小企業基本法第2条に該当する者に限る。
- (2) 前号に規定する事業収入が10万円以上であること。
- (3) 知内町特定滞納者等に対する行政サービス制限条例（平成25年条例第22号）第2条第1号に掲げる町税等及びそれに付帯する延滞金の収納事務に係る滞納がないこと。

(支援金の交付申請)

第3条 支援金の交付を受けようとする者は、知内町燃料・物価高騰対策支援金申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、町長へ提出するものとする。

2 町長は、前項の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合、申請者に対し知内町燃料・物価高騰対策支援金交付決定書（様式第2号）をもって通知し、交付するものとする。

3 前号に掲げる支援金の交付は1事業者につき1回限りとする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表1に掲げるとおりとする。

(支援金の交付申請期間)

第5条 前条の支援金の交付申請に係る期間は、令和4年7月1日から令和4年11月30日までとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(施行期日)

改正後の要綱は、交付の日から施行する。

別表1

対象者	令和3年中の事業収入額	支援金額
町内に事業所等を有する中小法人及び個人事業者	(1) 10万円以上50万円未満	3万円
	(2) 50万円以上100万円未満	5万円
	(3) 100万円以上	10万円